

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

食品製造業と放課後等デイサービス事業の双方において、取引先や地域と連携した BCP（事業継続計画）の策定・共有を進めます。災害時等においても、施設利用者の安全確保と、地域の食の供給網（サプライチェーン）を維持できる体制の構築を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

食品事業における原材料費や、福祉事業における設備・資材費等の調達において、サプライチェーン全体の共存共栄を目指します。物価高騰等の影響を受けた仕入れ先からの価格協議には真摯に応じ、適正な価格での取引を進めることで、地域経済の循環と持続的な発展に貢献します。

2026年1月20日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社 宮沢寒天食品工業 代表取締役 宮澤 友行
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。